

令和5年5月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和5年5月16日(月)
開会 13時30分 閉会 15時48分
- 2 開催場所 市役所会議棟 大会議室
- 3 出席委員 17名
- | | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 大塚 壹 | 2 | 久保田 哲 | 3 | 柴田 重雄 | 4 | 進士 晴弘 |
| 6 | 園田 睦子 | 7 | 田代 昌晴 | 9 | 仲山 和彦 | 10 | 増本 努 |
| 11 | 松本 禎夫 | 13 | 提坂 幸一 | 14 | 松下 宣良 | 15 | 森西 正昭 |
| 16 | 鈴木 聡 | 17 | 鈴木 芳信 | 18 | 森 孝雄 | 19 | 山下 忍 |
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 報告
- | | |
|-----|--------------------|
| 第4号 | 農地法第3条の3第1項の届出について |
| 第5号 | 農地法第18条第6項の通知について |
| 第6号 | 畑作転換の届出について |
| 第7号 | 農業用施設証明について |
| 第8号 | 農業委員による和解の仲介について |
- 第3 議案
- | | |
|------|-------------------|
| 第8号 | 農地法第3条(所有権移転)について |
| 第9号 | 農地法第4条について |
| 第10号 | 農地法第5条について |
| 第11号 | 非農地証明願について |
| 第12号 | 農用地利用集積計画について |
- 6 農業委員会事務局職員
- | | |
|----------|--------|
| 事務局長 | 山本 敏幸 |
| 係長 | 磯口 薫 |
| 主査 | 櫻井 暢子 |
| 主査 | 大塚 早矢佳 |
| 主事 | 石原 裕之 |
| 会計年度任用職員 | 鈴木 高雄 |

7 会議の概要

○会長（山下 忍） ただいまから令和5年島田市農業委員会5月総会を開催します。

本日の総会を開催するにあたり、本日の委員の出席状況を報告いたします。欠席委員はおりません。

本日の出席者は 農業委員17名、です。出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。

○議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局（磯口係長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

○議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思っております。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

○出席委員 （異議なし）

○議長（山下 忍） それでは議事録署名人は、4番の進士晴弘委員と6番の園田睦子委員にお願いいたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の磯口係長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

○議長（山下 忍） それでは、報告第4号から報告第8号まで一括上程いたします。事務局の説明を求めます。なお、ご意見ご質問は、後ほど一括してお願いいたします。

（報告第4号 農地法第3条の3第1項の届出について）

それでは、ご説明いたします。1ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第3条の3第1項の届出について

下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和5年5月16日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、8件です。

ページ変わります。

報告第4号につきまして、別紙のとおり8件の届出がございました。

これらの内容ですが、取得の理由はすべて相続によるもので、あつせん等の希望は1番、3番、4番、5番の4件です。

それぞれの案件におきまして、耕作放棄地など管理において適切な手続きや指導が必要な土地については随時行ってまいります。

（報告第5号 農地法第18条第6項の通知について）

5ページになります。

報告第5号 農地法第18条第6項の通知について

下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

令和5年5月16日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、3件です。

ページ変わります。

賃貸人、賃借人及び土地の所在等については記載のとおりです。解約後は、1番、3番は利用収益で、2番が自作、いずれも離作補償はなし。1番、3番が基盤法、2番は農地法の貸借の解約です。

(報告第6号 畑作転換の届出について)

次は7ページです。

報告第6号 畑作転換の届出について

下記のとおり畑作転換の届出があったので報告する。

令和5年5月16日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、2件です。

ページ変わります。

1番、届出人は岸町の〇〇〇〇さん、所在地は岸町の田、現況田の農地1筆面積は231㎡、柑橘類、ブルーベリーの果樹栽培としての利用です。

理由は、当地は面積が狭く、トラクターなどの大型農機が使いにくく、田として耕作することが困難であるため、40cmの盛土を行い、畑として管理を行いたいとのことです。

畑作転換のための盛土は、将来的な宅地への造成を懸念することから50cm程度を上限としており、盛土は40cmとのことで事務局としてはやむを得ないと考えます。

2番、届出人は横岡の〇〇〇〇さん、所在地は横岡の田2筆、面積は1,950㎡、レモンの果樹栽培としての利用です。

理由は、田として耕作することが困難であるため、耕作しやすいよう60cmの盛土を行い、畑として管理を行いたいとのことです。

届出地の面積が1,000㎡を超えているため、静岡県盛土条例の許可案件であるか、県へ問い合わせ、許可不要と確認しました。

(報告第7号 農業用施設証明願について)

次は9ページになります。

報告第7号 農業用施設証明願について

農地法第4条第1項第9号及び同法施行規則第29条第1項に定める農業施設について、次のとおり証明願があったので報告する。

令和5年5月16日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、2件です。

1番、申請者は大柳南の〇〇〇〇さん、申請地は大柳南の畑295㎡の内135.87㎡。目的は農業用倉庫で、軽量鉄骨造、施設面積は72.21㎡、耕作用機器、肥料等の収納に使用します。場所は初倉中学校から北東400mに位置しています。

2番、申請者は牛尾の〇〇〇〇さん。

申請地は牛尾の畑2筆で1筆76㎡の内40.39㎡で、進入路と農業用倉庫が既に設置されています。倉庫は木造スレート葺2階建1棟、1階は耕うん機、収納コンテナ等の農用器具を保管しており、2階は作物の保管、農作業後の着替え、休憩スペースとして使用しています。

場所は五和小学校から北東270mに位置しています。

既に、進入路及び農業用倉庫が設置されておりますが、許可不要案件でもあり、是正のための証明願いであるためやむを得ないと考えます。

(報告第8号 農業委員による和解の仲介について)

次は11ページになります。

報告第8号 農業委員による和解の仲介について

下記のとおり和解の仲介を行ったので報告する。

令和5年5月16日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、1件です。

1番、申立者・賃借人は道悦四丁目〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、相手方・賃貸人は道悦四丁目〇〇〇〇さん、申請地は道悦四丁目の田1筆1,175㎡です。

令和5年4月5日に、賃貸借の解約について和解の仲介の協議を行いました。双方の折り合いがつかず、協議を継続しても和解に至ることは困難と判断したため、打ち切りとなりましたので報告します。

今後、農事調停を申し立てるとのことでした。

以上、報告第4号から第8号の説明となります。

○議長（山下 忍） 報告第4号から報告第8号までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（鈴木 聡） 和解の仲介ですが、このような案件は他にもあるのですか。また、調停に至った経緯、今後の手続きについて教えてください。

○事務局（磯口係長） 仲介ですが、今まで和解の仲介の申し出が出てきたことはない聞いておりますが、仲介の申し出の前に相談で解決することがほとんどです。

〇〇〇〇さんは祖父の代から農地を借りおり、貸し手の〇〇〇〇さんが転用を考え、借り手に返してほしいと協議を行ったのですが、返さないということで農業委員による仲介の申し出がありました。

仲介の内容は、離作料の折り合いがつかなかったためです。農業委員3人でほぼ半日話を伺ったのですが、両者の離作料の折り合いがつかなかったため、打ち切りとなりました。

仲介ですが一度行い、そこで解決しなければ打ち切りとなり、裁判所での農事調停となります。県から連絡ありましたが、調停を行った日にどちらの申立者かは分かりませんが、県に相談があり、県は裁判所を案内したとのことでした。

○委員（鈴木 聡） お父さんの代からの賃貸借権の離作料で揉めているということによろしいですね。

○事務局（磯口係長） 昔からの農地法の賃貸借となります。離作料は慣例で払われていることもあったようです。

○委員（鈴木 聡） ありがとうございます。その他に相続による所有権移転ですが、耕作放棄地を相続する方が多いと思います。抜本的に対策をとらなければ、具体的な方向性を示さなければならぬと思います。会長も意見がありましたらお願いします。

○議長（山下 忍） 以前から大規模な相続に関しては、耕作放棄地の相続があるわけですが、耕作放棄の場所を見ると、坂や傾斜地の畑がほとんどのようで手の打ちようがないようではありますが、事務局ではどう考えているか説明をお願いします。

○事務局（山本局長） 非常に難しい問題だと思います。場所によって判断が分かれてくると思いますが、山林でも周りに農地がないところにつきましては農業委員会としてそこは農地でないと非農地判

断をすることができます。この制度を使いながら整理をしていきたいと考えております。

その前段階として、毎年皆さんにお願いしている、農地調査で見ていただいて農業委員さんの方から意見をいただきたいと思いますのでまたご協力をよろしくお願いします。

○議長（山下 忍） その他、ありましたらお願いします。

○委員（森 孝雄） 岸町の茶園を見て回ったのですが、機械が入れるところは整っていて丁寧に手が入っています。放棄されたところを見ますと、傾斜地や木が生い茂って車が入れないところが荒れている状況でした。農地パトロールの時に見て適切な指導をしていくしかないと思う。

○議長（山下 忍） こうしたチェックを事務局ではどう考えているかお願いします。

○事務局（磯口係長） 今後、地域計画の策定のアンケートにより、所有者の意向もわかりますので、山林など耕作が難しいところは非農地判断をしてくしかないと思います。

○議長（山下 忍） その他、ありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようです。報告案件については以上となります。

〔日程第3 議案〕

○議長（山下 忍） ここから、議案の審議となります。

議案第8号 農地法第3条（所有権の移転）について、1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第8号 農地法第3条（所有権の移転）について）について

○事務局（磯口係長） それでは、13ページをご覧ください。

議案第8号 農地法第3条（所有権の移転）について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和5年5月16日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数、1件です。

ページ変わります。

1番 農地付空き屋の売買に伴う農地法3条の申請です。

譲受人は、神奈川県平塚市の会社員〇〇〇〇さん、50歳、耕作面積は0㎡、農業従事予定日数は本人150日、妻100日です。譲渡人は、袋井市の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は川根町笹間上の農地4筆、面積は2,028㎡、区分は売買となります。

譲渡人は農業に従事しておらず、管理することが難しいため申請地を譲り渡したく、空き屋バンクに登録したところ、譲受人から買い受けたいと希望があり、協議を行ったところ双方の合意が得られたため申請に及びました。

場所は久円寺から南西へ350mに位置しています。

なお、譲受人は非農家であり、新規就農となりますが、本申請にあたり、続けて5年以上耕作する旨の誓約書を提出しており、問題ないと考えます。

また、今後、農業委員会においては、年に1度の状況報告書の提出を通し、管理状況を把握いたします。

適正な管理が見込めることから、許可もやむを得ないと考えます。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） その他、ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第8号 農地法第3条（所有権の移転）、1件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この1件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第9号 農地法第4条について、3件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第9号 農地法第4条について）

○事務局（磯口係長） それでは、15ページをご覧ください。

議案第9号 農地法第4条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和5年5月16日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、3件です。

ページが変わります。

1番案件、申請人は、番生寺の茶生産加工販売業〇〇〇〇で、転用目的は駐車場です。

申請地は、祇園町の田1筆499㎡です。

場所は、島田商業高校から南へ約70mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、申請人は申請地を令和4年4月に3条許可申請にて所得し、野菜を生産していました。しかし、水源の確保、肥料を入れる等の改善を施しましたが、作物の生育が悪く、収量も得られませんでした。また、近隣住民から農地及び農薬の匂い、農薬の安全性、洗濯物に匂いがつく、農薬の飛沫が飛ぶ、溜り水の発生及び虫の発生源となるなどの声が伝わり、住宅街の中のこの申請地で耕作を続けることが困難であると判断し、近隣住民及び近隣に倉庫及びガレージを持つ〇〇〇〇の従業員へ貸し出す駐車場を整備します。

計画としては、駐車場16台を整備します。進入は東側の市道から、雨水は北川の水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に残る農地はなく、申請人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

2番案件、申請人は、阪本の会社員〇〇〇〇さんで、転用目的は自己住宅で、無断転用の是正になります。

申請地は、阪本の畑、現況雑種地及び田の2筆191㎡です。

場所は、初倉小学校から南へ約70mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は

第3種農地になります。

転用理由としては、譲受人は現在、結婚したばかりでお互い別々に住んでおり、自己住宅を建築したいと考えていました。申請地は実家の隣で、将来子育てにも協力してもらうことが可能であり、最適な地であったところ、親である譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。

計画としては、木造2階建て、建築面積50㎡の住宅を建築し、駐車場2台を整備します。進入は北側の市道から、排水は申請地に隣接する親の住宅の浄化槽排水と合流し、北側の道路下を通り、道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地はありますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題もなく、無断転用の是正でもあるため、許可するにやむを得ないと考えます。

3番案件、申請人は、中河の無職〇〇〇〇さんで、転用目的は進入路拡張です。

申請地は、中河の畑1筆6.8㎡です。

場所は、初倉中学校から東南東へ約1,380mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用理由としては、申請人の娘が自己住宅を建築するに当たり、既存の敷地進入路が削られるため、接道要件を満たすため進入路拡張をしたく申請に及びました。

計画としては、既存進入路に隣接する6.8㎡の進入路整備する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、用途地域内の農地であり、申請地周辺に農地はありますが、営農への影響は少なく、申請人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第9号の農地法第4条、3件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よってこの3件につきましては、申請書の提出のとおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第13号 農地法第5条について、9件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第10号 農地法第5条について）

○事務局（磯口係長） 17ページをご覧ください。

議案第10号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和5年5月16日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、9件です。

ページが変わります。

1 番案件、譲受人は道悦五丁目の宅地建物取引業〇〇〇〇、譲渡人は阿知ケ谷の農業〇〇〇〇さん、阿知ケ谷の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は、阿知ケ谷の田4筆651㎡で、他地目併用全体面積666㎡、転用目的は、分譲宅地です。

場所は、島田工業高校から南南西へ約910mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用理由としては、譲受人は現在静岡県中部一円において、環境の良い申請地に分譲宅地を整備したいと考えていたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、分譲宅地1区画を整備し、進入は東側の市道から、排水は東側の道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、分譲宅地が500㎡を超えますが、北側の申請地については建築基準法の接道要件を満たさない為、建築行為をすることができず、進入路についても約95㎡必要とするためやむを得ないと考えます。また、用途地域内の農地であり、申請地周辺に農地はありますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

2 番案件、使用借人は藤枝市の会社員〇〇〇〇さん、藤枝市の公務員〇〇〇〇さん、使用貸人は伊太の無職〇〇〇〇さんで、親子間の使用貸借です。

申請地は、伊太の畑4筆429㎡で、転用目的は自己住宅です。

場所は、伊太小学校から北西へ約140mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用理由としては、使用借人は現在、アパートにて生活しており、自己住宅を建築したいと考えていたところ、使用貸人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、軽量鉄骨造平屋建、建築面積107㎡の住宅を建築し、駐車場3台を整備します。進入は東側の私道から、排水は南側道路側溝へ繋がる南側の民地内水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地はありますが、営農への影響は少なく、使用借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

3 番案件、譲受人は藤枝市の会社員〇〇〇〇さん、譲渡人は御請の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は、御請の田1筆136㎡、細島の田1筆58㎡、合計2筆194㎡で、転用目的は、自己住宅です。

場所は、六合小学校から東南東へ約220mに位置し、用途地区内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用理由としては、譲受人は現在、アパートにて生活しており、現住居が手狭になり、自己住宅を建築したいと考えていたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、木造2階建、建築面積67㎡の住宅を建築し、駐車場2台を整備します。進入は東側の市道から、排水は東側道路下を通り道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、用途地域内の農地であり、申請地周辺に農地はありますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

4 番案件、使用借人は細島の会社員〇〇〇〇さん、使用貸人は御請の農業〇〇〇〇さんで、親子間の使用貸借です。

申請地は、御請の田1筆12㎡、細島の田1筆22㎡、合計2筆34㎡で、転用目的は駐車場で無断転用の是正になります。

場所は、六合小学校から東南東へ約220mに位置し、用途地区内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用理由としては、使用借人は現在、申請地の隣地に居住しているが、現在駐車スペースは自家用

8番案件、使用借人は藤枝市の会社員〇〇〇〇さん、使用貸人は船木の会社員〇〇〇〇さんと会社員〇〇〇〇さんで、親子間の使用貸借です。

申請地は、船木の畑2筆498㎡で、転用目的は自己住宅です。

場所は、初倉南小学校から南西へ約400mに位置し、第1種農地、第3種農地に該当しないため、農地区分は第2種（その他）農地になります。

転用理由としては、使用借人は現在、アパートにて生活していますが、手狭であり生活に不便をきたしています。親の土地である申請地を借り受け、自己住宅を建築し、将来の生活の安定を図りたく申請に及びました。

計画としては、木造平屋建、建築面積118㎡の住宅1棟を建築し、駐車場2台を整備する予定で、進入は東側の市道から、排水は申請地南側に側溝を整備し、東側の既存の民地内水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地はありますが、営農への影響は少なく、使用借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

9番案件、使用借人は三ツ合町の会社員〇〇〇〇さん、同じく三ツ合町のパート〇〇〇〇さん、使用貸人は三ツ合町の無職〇〇〇〇さんで、祖父、孫娘夫婦間の使用貸借です。

申請地は、三ツ合町の田1筆409㎡、転用目的は自己住宅です。

場所は、中溝町公会堂から西北西へ約150mに位置し用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用理由としては、使用借人は現在、使用借人の妻の実家に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭大変不便しており、将来の事も考え自己住宅を建築したいと思っていたところ、使用借人の妻の祖父から申請地を借りられることになったため、申請に及びました。

計画としては、木造平屋建、建築面積116㎡の住宅1棟を建築し、駐車場3台を整備し、進入は南側の市道から、排水は南側の道路側溝へ排水する計画です

許可基準に基づく検討状況としては、用途地域内の農地であり、申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、使用借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○議長（山下 忍） 5番案件ですが、家と道路との間ですが、なぜ農地として残っているか分からないが、何か分かりますか。

事務局（磯口係長） 全部事項証明を見ますと、昭和56年土地改良事業で換地され、その後分筆をされています。分筆してから家を建てたことにはなりますが、理由までは分かりません。

○議長（山下 忍） その他、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（鈴木 聡） 青地の関係でも、何故ここが青地なのか、見直して勝手に青地が外れていたという話も聞くが、農振の見直しについて分かる範囲で教えてください。

事務局（磯口係長） 農振の見直しは5年に1回行っています。道路や非農地判断をした農地はこの見直しで青地から外すことにはなりますが、除外をするときと条件は同じです。除外の要件が昔より厳しくはなっています。昔は除外できたけど今はできないこともあります。

○議長（山下 忍） その他、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

この議案第10号の農地法第5条、9件については、申請書の提出のとおり許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この9件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第 11号 非農地証明願について、2件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第 11号 非農地証明願について）

20 ページをご覧ください。

議案第 11号 非農地証明願について

下記のとおり非農地証明願が提出されたので、これを証明するものとする。

令和 5年 5月 14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、2件です。

ページ変わります。

1番、申請者は元島田の〇〇〇〇さん。

申請地は、相賀の農地 1筆 69 m²。用途は山林です。

申請者の夫が亡くなった昭和 56年 7月 15日以降、農地として管理しておらず、その後、山林化した状況です。また、相続を受けた土地の登記地目が田であることを気に留めておらず、現在に至っているものです。

申請地は、養徳寺より東へ 180mに位置しています。

本申請に伴い、10年以上農地でないことの第三者からの証明があります。また、現地を確認したところ、山林化し農地としての復元が困難であるため、非農地とする条件に該当することから、やむを得ないと考えるものです。

2番、申請者は川根町身成の〇〇〇〇さん。

申請地は、川根町身成の農地 2筆 51.04 m²。用途は境内です。

西ノ宮神社は江戸時代頃、現在地より山手に存在し、昭和初期に現在の場所に移転以降、申請地は西ノ宮神社の境内地となり、現在に至っているものです。

申請地は、川根デイサービスセンターより西へ 250mに位置しています。

本申請に伴い、10年以上農地でないことの第三者からの証明があります。また、現地を確認したところ、境内地となっており、農地としての復元が困難であるため、非農地とする条件に該当することから、やむを得ないと考えるものです。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたら

お願いします。

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。
この議案第 11 号非農地証明願、2 件については、申請書の提出のとおり証明することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって議案第 11 号、2 件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第12号 農用地利用集積計画について、50件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第12号 農用地利用集積計画について）

○事務局（磯口係長） それでは、22ページをご覧ください。

議案第12号 農用地利用集積計画について

農用地利用集積計画（第2号）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の依頼があったので、これを決定するものとする。

令和5年5月16日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

総数は50件で、その内訳ですが、所有権移転はありません。

利用権設定につきましては、使用貸借が21件で32,570㎡。賃貸借が12件で21,424㎡。

使用貸借の転貸が14件で28,176㎡。賃貸借の転貸が3件で11,687㎡。

これらの畑と田の内訳は右に記載のとおりとなっています。

貸付期間ごとに、利用権の種類と備考欄の設定の別を申し上げて説明とさせていただきます。いずれも6月1日貸借開始となります。

23ページ

設定期間1年間です。

1件3筆で、面積は3,720㎡です。

権利の種類は、使用借権、新規設定になります。

24ページ

設定期間2年間です。

1件2筆で面積は858㎡です。

権利の種類は使用借権、再設定になります。

25ページ

設定期間3年間の内訳です。

全部で7件、14筆で面積は合計9,406㎡です。

権利の種類は使用借権が4件、賃借権が3件です。新規設定2件の内、1件は解除条件付きになります。再設定は5件です。

26～28ページ

設定期間 5 年間の内訳です。

全部で16件、33筆で面積は合計31,932㎡です。

権利の種類は使用借権が11件、賃借権が 5 件です。新規設定は 2 件、再設定が14件になります。

29ページ

設定期間 7 年間です。

1 件 2 筆で、面積は758㎡です。

権利の種類は使用借権、再設定になります。

30ページ

設定期間10年間の内訳です。

全部で 7 件、 9 筆で面積は合計7,320㎡です。

権利の種類は使用借権が 3 件、賃借権が 4 件です。新規設定が 6 件、再設定が 1 件になります。

続いて、農地中間管理事業の一括方式を利用した転貸によるものです。

31ページ

設定期間 3 年間です。

1 件 5 筆で、面積は4,021㎡です。

権利の種類は、賃借権で新規設定になります。

32ページ

次に、設定期間 4 年間です。

1 件 6 筆で、面積は合計4,671㎡です。

権利の種類は賃借権、新規設定になります。

33、34ページ

設定期間 5 年間の内訳です。

7 件18筆で、面積は合計14,346㎡です。

権利の種類は使用借権、新規設定になります。

35、36ページ

設定期間10年間の内訳です。

8 件13筆で、面積は合計16,825㎡です。

権利の種類は賃借権が 1 件、使用借権が 6 件です。全て新規設定で、内 1 件は解除条件付になります。説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。
この議案第12号の農用地利用集積計画、50件について決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 関係委員を除く委員全員の賛成をいただきました。よって、この50件につきましては、計画書の提出どおり決定することにいたします。

○議長（山下 忍） 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。これをもちまして、総会を閉会いたします。